

令和6年度 事業計画書

令和6年 3月 19日

公益財団法人福島県保健衛生協会

令和6年度 事業計画書

(概況)

福島県が公表している「将来人口及び経済の展望(福島県の人口)」によると、2035年までの15年間で福島県の総人口は約27万人減少する見込みである。この人口減少は、地域健診依存型の事業構造となっている当協会の健診・検査事業に影響を与えることが明らかである。特に、定年延長などによる国民健康保険加入者の減少は、人口減少以上に深刻な問題であり、地域健診受診者数の減少に歯止めが効かなくなることも予想される。

また、当協会のビジネスモデルは、主に企業同士が取引するB to B (Business to Business)で行われている。渉外担当者は、顧客に当協会の商品を選んでもらうために、費用対効果などの具体的な数字を使って、多角的かつ論理的に説明している。しかし、インターネットやスマートフォンの普及により、顧客は多くの選択肢を持つようになったことで、他の健診機関との競争が激化し、当協会が提供するサービスは、容易に他機関と比較されることが可能となってきた。

このような状況の中、多くの県民に当協会のサービスを提供し、持続可能な社会貢献を継続していくためには、さらなる取り組みが必要である。具体的には、健診予約システム導入の促進、健診結果通知の迅速配信、スマホ時代に合わせた受診者や顧客との繋がり強化など、ICT技術を積極的に活用した仕組みを構築することである。これにより、他の健診機関との差別化を図り、「唯一無二の健診機関」として存在感を示すことが可能となる。そのために重要となるものが「価値:Customer Value」「価格:Cost」「利便性:Convenience」「コミュニケーション:Communication」の4つの「C」を軸とした受診者目線のデジタルマーケティング戦略である。

また、現在の健診事業は、国の制度や方針が改正される度に一喜一憂するビジネスモデルであり、社会的にもビジネスモデルの寿命が年々短くなっている。そのため、現在進めている新健診システムの導入を契機に、既存の商品力を一層高めることは勿論のこと、顧客満足度の高い新たな商品を提供し続ける必要がある。健診予約システムの導入は、すでに「利便性」という価値を提供しているが、「健康管理ツール」や「疾病発症予測サービス」などのコミュニケーションツールの開発を含め、継続して新しい商品を提供し続けることができる健診機関を目指していく。

I. 重点分野の事業推進の考え方

1. 健(検)診・検査事業

多くの県民に当協会のサービスを提供し続けるために、昨年度取り組んだ「利便性の向上」に加え、「商品力の強化」を図ることで、新規受診者の獲得及び継続受診者の定着を目指す。

(1) Web 予約・LINE を活用した B to C マーケティングの推進

健診予約から結果通知までの一連の流れをクラウドサービスとして提供することで継続受診の定着を促進する。また、「LINE 連携」を行うことで利用者にとってネックとなる「アカウント取得」のハードルを下げるとともに、「AI による疾病発症予測」や「健康相談」など、

直接受診者と繋がるコンテンツを展開し、若年者層を中心に「巡回健診は利便性が高い」という認識を広め、他の医療機関との差別化を図り、新規受診者の獲得を目指す。

(2) 総合健診と婦人科検診(子宮がん・乳がん)の同日同会場実施による利便性向上

総合健診会場で婦人科検診を同時に実施する取り組みは、受診者及び市町村から好評を得ており、受診実績にも良い影響を与えていることから、総合健診に新たな付加価値を加える形で利便性を向上させ、受診者のさらなる獲得を目指す。

(3) 健診現場における接遇の向上

受診者が継続して健康診断を受けるかどうかは、健診会場での接遇など、ポジティブな体験に大きく左右される。そこで、デジタル測定機器やタブレット端末を健診現場で活用し、健診の自動化を進める。これにより、健診スタッフの接遇力向上に注力する機会を増やし、より一層受診者がポジティブな体験をすることができるようにする。

(4) 健診結果通知の迅速化

結果通知の送付にかかる時間を従来の1か月から最短5日に短縮することで、健診の本来の目的である疾病の早期発見・早期治療に貢献し、受診者のQOL向上や医療費の削減に寄与する。これにより受診者及び顧客の満足度を高め、他の健診機関・医療機関では提供できないメリットを提供し、継続受診者の獲得を目指す。

(5) 都道府県国保ヘルスアップ事業を活用したWeb予約システム導入の推進

各市町村に対して、Web予約システムの導入に向けて働きかけているが、導入によるメリットを理解しつつも、費用の問題で契約を見送るケースが続いている。市町村がWeb予約システムを導入するためには、導入費用が大きなハードルになっていることから、福島県国民健康保険課や国保連と協力して、市町村の保健事業をサポートする「都道府県国保ヘルスアップ事業」による費用負担を提案し、市町村の負担を軽減することで、県全体でWeb予約システムを展開する取り組みを推進する。

(6) 職域健診における新規顧客の獲得

企業における健診機関の選定には、主に料金面が大きなウェイトを占めている。そこで、採算性を検討することで、多くの企業に当協会のサービスを提供できる体制を整えたことから、新規事業所への渉外活動を積極的にを行い、職域健診における顧客の獲得を目指す。

(7) 健康管理ツールの展開

健康管理ツール「SASAWELL(ササウエル)」を健診と連動したサービスとし全県展開することで、健診後の健康管理支援を提供する。また、職域健診におけるコミュニケーションツールとして「ストレス評価」「産業医面談機能」等を追加することにより、健康診断結果と統合した「心とからだの総合的管理ツール」としてグレードアップさせ、サービスの価値を向上させる。

2. 総合健診センター事業

新システムの稼働に伴い、デジタルコンテンツを最大限に活かした業務体系を構築する。また、顧客の選択肢を増やし、かつ利便性を向上させ、継続受診者と新たな顧客の獲得を目指す。

(1) 人間ドックは、胃がん検診をコースから省いた「クイックドック」と午後に行う「午後ドック」

を新たに設けるなど、個人にマッチした多様な人間ドックを提供することで、新たな顧客の獲得を目指す。

- (2) 福島市市民検診は、毎年受診者数が伸びてきている部門であり、特定健診に加え婦人科を含めた各種がん検診が同日に受診できることがメリットであることから、実施日を70日(前年比13日増加)とし、利便性を向上させ受診者の獲得に努める。また、需要の高い胃内視鏡を700枠(前年比130枠増加)設け、受診者の要望に応える。
- (3) 協会けんぽ生活習慣病健診において、付加健診対象年齢が拡大されることに伴い、既存顧客に加え不定期受診者層へも積極的に案内し、受診者の確保に努める。
- (4) 新システム稼働に伴い診断書と結果通知を最短5日で返却することが可能となることで、就職活動中の学生を対象とした健康診断を新設し、市内の大学や専修学校などに渉外し受診者の獲得を目指す。
- (5) コロナワクチン接種事業が終焉したことを受け、令和6年度からは従来のインフルエンザやB型肝炎ワクチン事業を中心に行う。インフルエンザワクチンは福島市住民への接種を新たに開始するほか、医師会のウェブサイトや広報誌への掲載、健診センター来庁者へ積極的に案内し、接種者数を確保する。また、近隣事業所への渉外活動を強化し巡回型接種の実施も増やしていく。
- (6) Web予約システムのアカウント取得数を伸ばすことにより、デジタルコンテンツを活かした顧客との繋がりを目指す。具体的にはスマホによる検査受診のリマインドや健診結果の参照、健診の勧奨やワクチンの案内など双方向の利便性を構築する。

3. 理化学分析事業

飲料水や県民の身近な生活環境調査、労働者の健康を守る作業環境測定等について、顧客ニーズを的確に把握し、的確に対応する。

- (1) 有機フッ素化合物(PFAS)の検出事例が全国各地で報告されたことにより、県内の自治体からもPFASの問い合わせや見積依頼、検査依頼が複数きているため、PFASの検査に対応できる体制を整備する。
- (2) 法改正に伴うマスクフィットテスト事業を進め、新規顧客の拡大に努めることで受託数を確保する。
- (3) 制度改正により、管理が厳しくなる特定化学物質対応のための個人サンプリング法の体制整備を進め、顧客のニーズに対応する。

4. 新健診システムの導入事業

新健診システムは、委託業者による開発遅延に伴う納品の遅れなどにより、当初予定の令和6年4月からの全面稼働は困難となった。

そこで、納期に間に合わなかったシステム機能については、令和6年4月末を新たな納期限とし、契約を変更する。

この新システム開発の遅れに伴い、先延ばしとなったRPAの開発、将来的なりモート業務を見据えたゼロトラストのインフラ構築など、より効果的な業務体制となるよう二次開発を進めることで、労働生産性を向上させる。

また、受診者に対するインフォームドコンセントのデジタル化、企業や学校向けの健康管

理ツールの開発など、顧客や受診者との関係をより強固にするための開発を進める。

5. 検体検査の外部委託事業

新健診システムの導入を契機に、検体検査の完全外部委託を行い、検体検査に従事する職員を健診現場へ起用することで不足する人員を補い、検査業務に係る経費の削減を目指す。

6. 建物等のあり方に関する検討事業

事業活動の基盤のひとつである建物等について、令和5年3月に策定(令和6年3月一部改定予定)した「建物等のあり方に関する基本構想」に基づく対応を進め、安全で快適な受診環境、執務環境等を整えることで、より一層県民の健康づくりに貢献していく。

特に、安全確保の観点から機能移転し、建物を解体するとして本館(福島市方木田)および県南地区センター(郡山市喜久田町)については、最優先で取り組む。なお、新たな建物の整備等については、変化の激しい社会経済情勢や建築費の高騰などを踏まえて慎重に検討を進めることとする。

- (1) 総務課ほかに移転したのちの本館については、残る機能・部署を今年度中に細胞診管理センターに移転させ、令和7年度の解体工事着手に向けた準備を進める。
- (2) 細胞診管理センターおよび総合健診センターについては、改修工事に高額な費用が必要なため、その他の選択肢も含めて対応を検討する。
- (3) 県南地区センターについては、早期の移転と解体に目途を付ける。
- (4) 令和5年11月に始まった会津地区センターの大規模改修工事は、令和6年7月末に完了する予定となっている。拡張、整備される健診フロアを活用して受診者サービスを向上させる。
- (5) 相双地区センターといわき地区センターの改修工事は一旦見合わせ、事業の見通し等を十分に検討したうえでセンターのあり方を整理する。特に、いわき地区センターでは地盤沈下等の問題を抱えていることから、移転も視野にいたした検討を行う。
- (6) 須賀川市宮ノ杜用地の取扱いは、須賀川市等と情報共有に努め、当協会でも利活用する以外の場合について課題を整理、検討したうえで最終的な結論を出す。

II. 基本的分野の事業推進の考え方

1. 健(検)診・検査事業

福島県民が全てのライフステージにおいて健康で活力あふれる生活を送れるよう、疾病の発見及び予防、健康の保持・増進事業を展開する。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、特定保健指導を始めとする充実した保健・栄養・運動指導の推進
- (2) 胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん、骨粗鬆症、歯周病等の検診、尿中微量アルブミン測定及び推定食塩摂取量、風しん抗体等の各種検査の推進
- (3) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断、特殊健康診断、雇入れ時健康診断の実施
- (4) 全国健康保険協会(協会けんぽ)生活習慣病予防健診の推進
- (5) 学校保健安全法に基づく尿検査、心電図検査をはじめ、貧血検査、小児生活習慣

病予防健診等の学童検診の推進

- (6) 新生児の先天性代謝異常症等の検査の推進
- (7) 福島県、公立大学法人福島県立医科大学との連携による、被災 13 市町村等の県民健康調査「健康診査」の推進

2. 総合健診センターにおける事業

人間ドック、全国健康保険協会（協会けんぽ）生活習慣病予防健診、市民検診、事業所健診、雇入れ時健康診断、各種県民健康調査、外来診療（内科、婦人科）、上部消化管精密検査（胃内視鏡検査）、子宮がん精密検査、乳がん精密検査、予防接種等を実施する。

- (1) 県、公立学校、市町村、事業所及び個人を対象とした人間ドックの実施
- (2) 全国健康保険協会（協会けんぽ）生活習慣病予防健診や定期健康診断および雇入れ健診等事業所健診の実施
- (3) 福島市住民をはじめとする近隣市町村住民を対象とした市民検診（特定健診、各種がん検診等）の実施
- (4) 外来診療及び上部消化管精密検査、子宮がん精密検査、乳がん精密検査等の二次健診の実施
- (5) インフルエンザワクチン及び B 肝ワクチン等予防接種の実施

3. 理化学分析事業

環境の保全と県民の健康を守るため理化学分析を通し社会に貢献していくことを目的とする。また、登録検査機関として、水質汚濁及び大気汚染防止のための各種調査分析、水道法に基づく水質検査、作業環境測定、食品衛生検査等を行う。

- (1) 水道事業体への水質検査計画の策定等の支援及び定期、臨時の水道水質検査の実施
- (2) 各自治体等の河川調査及びそれらに関連した排水、飲料水、放射能検査等の実施
- (3) 事業所等の作業環境測定の実施
- (4) 食品製造者等のニーズに応じた、添加物検査、栄養成分検査などの検査実施
- (5) 学校給食の放射能モニタリング検査

4. 普及啓発事業

公衆衛生及び疾病予防に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 健康に関する普及啓発事業を展開するほか、市町村や企業、学校等が実施する健康づくり講演会や研修会等への講師派遣
- (2) 結核や肺がんなどの呼吸器疾患の普及啓発、全国の結核予防団体の事業支援などのための複十字シール運動への協力
- (3) 福島県健康を守る婦人連盟の事務局として、連盟が行う健康に関する普及啓発活動への協力
- (4) 福島県、市町村、医師会、歯科医師会等、関係諸機関が行う公衆衛生活動や啓発イベントへの協力

- (5) 予防医学事業中央会、結核予防会、日本対がん協会、それぞれの福島県支部として、各団体が行う各種活動への協力

5. がん基金事業

がん基金の運用益等を活用し、福島県民へのがんに対する正しい知識やがん予防思想の普及啓発を行うとともに、これらの活動を行う団体等に対する補助金事業を行う。

Ⅲ. 主要な目標値

単位：人／件

項目	年度	令和6年度 (目標)	令和5年度 (実績見込)	摘要
1. 結核検診				
(1) 学校保健		20,693	21,037	
(2) 地域検診		77,731	74,027	いわき市・伊達市の増加
(3) 労働衛生		20,087	18,589	
2. 胃がん検診				
(1) 地域検診		28,649	26,922	南相馬市、いわき市の増加
(2) 労働衛生(協会けんぽ含む)		23,568	22,448	
3. 子宮がん検診				
(1) 子宮がん車検診				
ア 地域検診		16,432	16,043	国見町、伊達市総合健診との同時実施
イ 労働衛生		3,763	3,504	三共済、福島医大新規受託
(2) 子宮頸がん施設検診		45,951	45,972	
(3) 子宮体がん施設検診		8	8	
(4) 子宮がん施設精密検診		1,967	1,967	
4. 肺がん検診				
(1) 地域検診		105,009	99,992	泉崎村新規実施
(2) 労働衛生		51,544	50,763	
5. 乳がん検診				
(1) 地域検診(いわき市除く)		20,388	19,993	大熊町、富岡町総合健診との同時実施
(2) 労働衛生		3,898	3,711	三共済、福島医大新規受託
6. 大腸がん検診				
(1) 地域検診		96,719	95,025	
(2) 労働衛生(協会けんぽ含む)		34,409	33,723	
7. 健康診断				
(1) 特定健康診査		66,827	63,110	
(2) 特定保健指導		1,289	1,289	
8. 骨粗鬆症検診				
(1) 地域検診		11,428	10,417	

項目	年度	令和 6 年度 (目標)	令和 5 年度 (実績見込)	摘 要
(2) 労働衛生		588	586	
9. 健康診査 (件数)				
(1) 学校保健		243,839	232,415	
(2) 地域検診		385,749	321,050	
(3) 労働衛生		587,717	636,446	
(4) 特殊健康診断		17,926	18,256	
(5) 保菌検査		10,200	10,302	
(6) 医療機関からの受託検査		24,360	26,638	
(7) 母子保健		16,542	14,896	拡大新生児マスキング検査追加実施
10. 口腔健康診査				
(1) 地域検診		571	566	
(2) 労働衛生		0	23	
11. 健康づくり事業				
(1) 健康づくり事業		133,023	137,240	
12. 総合健診センター				
(1) 健康診断		20,393	23,845	
(2) 二次精検		547	668	
(3) 人間ドック		8,979	7,007	
(4) 予防接種等		3,330	4,888	新型コロナワクチン接種事業なし
13. 理化学分析事業				
(1) 水質検査		3,123	3,354	
(2) 大気測定		209	299	
(3) 食品検査		11	38	
(4) 環境衛生		1,677	3,451	
(5) 環境調査(放射能測定等)		2,598	2,998	
(6) 作業環境測定		180	230	